

決議案第7号

雇用の安定を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年6月23日提出

天理市議会議員	飯田和男
〃	川口延良
〃	市本貴志
〃	加藤嘉久次
〃	三橋保長
〃	岡部哲雄

## 雇用の安定を求める意見書

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段です。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務です。しかし、国は規制改革会議や産業競争力会議で労働規制の緩和を検討し、雇いを不安定化させようとしています。例えば、国がめざす「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになり、「限定正社員」が制度化されて見かけ正社員づくりが行われれば、工場や営業所等の閉鎖に伴って簡単に解雇されるようになってしまいます。また、国は、労働者派遣法を改正して、「常用代替の防止」の原則を変える大幅な緩和を行おうとしており、安定雇用が減少し、不安定雇用が大幅に拡大することなども危惧されます。

さらに、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴されるように、長時間労働など労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働の結果生じている過労死が大きな社会問題となっています。過労死は本人及び家族・遺族のみならず社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を総合的に推進することが求められています。

よって、国に対して、次の事項の実施を強く要望します。

### 記

1. 「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の名を借りた見かけ正社員づくり、「労働者派遣法的大幅な緩和」、有期雇用から無期雇用に変換するルールの見直し、「ホワイトカラーエグゼンプション」など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。
2. いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
3. 過労死防止施策を総合的に推進すること。
4. 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成をはかり、雇いを創出すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 23 日

天 理 市 議 会